

資料 7 - 1 自主防災組織設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)第 5 条第 2 項の規定に基づき地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震等災害から保護するため住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災活動を行う自主防災組織の設置推進を図ることを目的とする。

(設置推進活動)

第 2 条 市は自主防災組織設置の推進を図るため、防災関係機関との連携を図り、次の各号に掲げる活動を実施する。

- (1) 広 報 活 動 隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動
- (2) 防 災 教 育 町会長等、地域の防災指導者を対象とする自主防災組織づくりの指導及び災害並びに防災に関する知識の徹底を図るための防災教育
- (3) 防災物品の助成 自主防災組織の基礎作りと、活動を推進するため必要となる資材等の供与
- (4) 防 災 訓 練 自主防災組織が実施する防災訓練に対する助言及び協力並びに「防火防災訓練災害補償等共済制度」への加入

(重点設置推進地区)

第 3 条 自主防災組織の設置は、全市的に推進するが、次の各号に掲げる被災危険の高い地域を重点的に行うものとする。

- (1) 木造家屋が密集している地域
- (2) 消防水利の不足している地域
- (3) 道路事情等により消防活動の困難な地域
- (4) その他市長が特に必要と認める地域

(組織の規模)

第 4 条 自主防災組織の形成単位は、次の各号に掲げる条件を基本とし、1 町内会又は数町内会を単位とする。

- (1) 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域として一体性を有する地域であること。

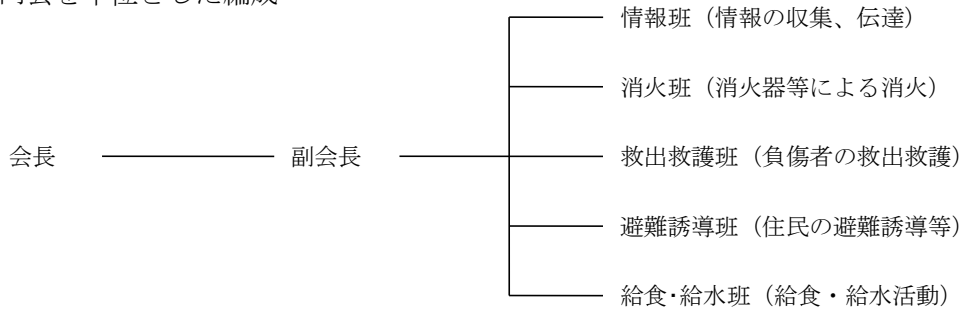
(組織の名称)

第 5 条 自主防災組織は、「〇〇防災会」と称する。

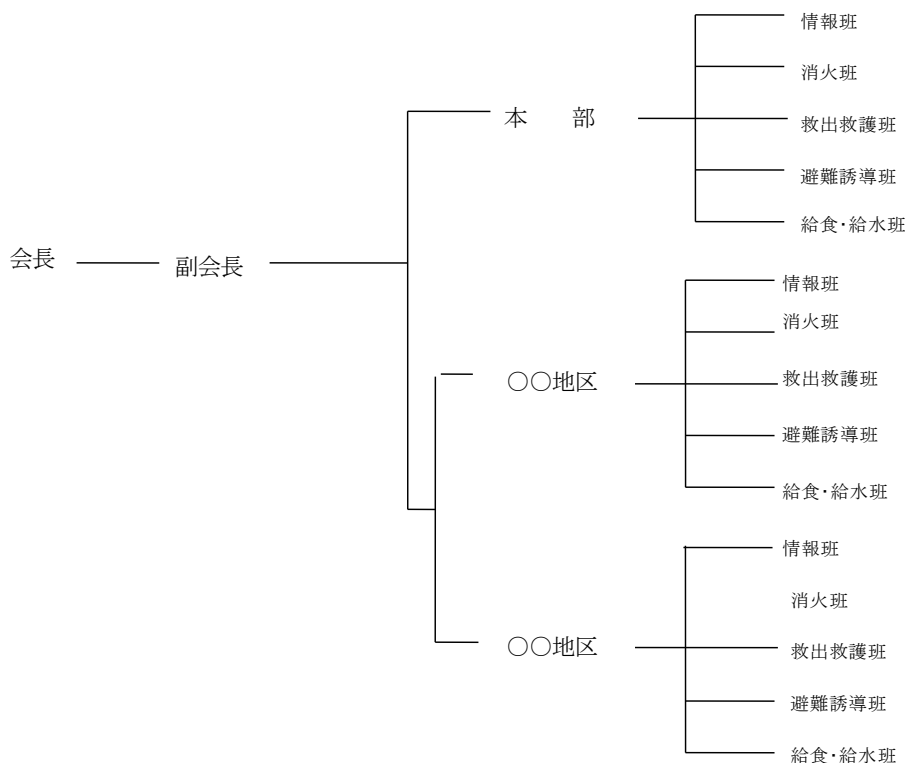
(組織の編成)

第 6 条 自主防災組織は、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次の活動班を基本とする編成をするものとする。

- (1) 1 町内会を単位とした編成



(2) 数町内会を単位とした編成



(組織の活動)

第7条 自主防災組織は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 平常時の活動

- | | | |
|---|------------------|--|
| ア | 防災知識の普及 | 地域住民の防災意識を高揚するための知識の普及 |
| イ | 火気使用設備器具等の点検 | 火気使用設備器具、危険物品等大地震発生時被害の発生又は拡大の原因となるものの点検 |
| ウ | 防災に必要な物資及び資機材の備蓄 | 消火用資機材、応急手当用医療品、救急工作用資機材等防災活動に必要な資機材の備蓄 |
| エ | 防災訓練の実施 | 災害発生時に応急活動が的確に行えるよう必要な知識、技術を習得するための防災訓練の実施 |

(2) 災害時の応急活動

- | | | |
|---|-----------------|---|
| ア | 情報の収集及び伝達 | 被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、防災関係機関等と連絡を密にするとともに、必要と認める情報を地域住民に伝達する。 |
| イ | 出火防止及び初期消火 | 地震等が発生した場合、直ちに各家庭に火の始末を呼びかけ、出火した場合は消火にあたる。 |
| ウ | 避難誘導 | 避難勧告、指示が出た場合、地域住民が避難場所へ混乱なく、安全に避難できるように誘導する。 |
| エ | 被災者の救護、救急その他の保護 | 建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。 |
| オ | 給食及び給水 | 炊出し及び食品、飲料水の配給にあたる。 |
| カ | 警戒宣言発令時における対応措置 | 警戒宣言の内容を正確に伝達するとともに、対応策を協議する。 |

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

資料7-2 犬山市自主防災活動支援補助金等交付要綱

令和2年3月25日要綱第60号

犬山市自主防災活動支援補助金等交付要綱

犬山市自主防災組織助成要綱（平成29年要綱第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、犬山市自主防災組織設置要綱（昭和56年要綱第1号）に規定する自主防災組織（以下「防災会」という。）の活動を支援し、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として交付する犬山市自主防災活動支援補助金等（以下「補助金等」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「防災用資機材」とは、災害発生時における救命救助活動、避難及び避難生活に要する資機材のうち、市長が認めるものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金等の交付対象となる者は、市内の町内会及び防災会とする。

（補助金等の内容）

第4条 補助金等の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災会を新たに設置する町内会に対する防災用資機材の支給
- (2) 防災用資機材を購入する防災会に対する補助金の交付

（補助金の額等）

第5条 前条第2号に掲げる補助金の額は、防災用資機材の購入に要する費用の2分の1に相当する額とし、50,000円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助金の交付は、一の年度につき1回に限る。

（交付申請）

第6条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犬山市自主防災活動支援補助金等交付申請書（様式第1）に、第4条第2号の交付を受けようとする場合にあっては購入する防災用資機材に係る次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) カタログ等の写し
- (3) 保管場所の位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、犬山市自主防災活動支援補助金等交付・不交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、防災用資機材の支給に係る前項の決定をしたときは、速やかに防災用資機材を申請者に支給するものとする。
(交付請求)

第8条 防災用資機材の購入に係る前条第1項の通知を受けた者は、犬山市自主防災活動支援補助金交付請求書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(交付)

第9条 市長は、前条の請求書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。
(訓練の実施)

第10条 補助金等の交付を受けた者は、支給を受け、又は購入した防災用資機材を使用して自主防災訓練を実施しなければならない。
(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1 (第6条関係)
犬山市自主防災活動支援補助金等交付申請書

年 月 日

犬山市長 様

〒
申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

下記のとおり、犬山市自主防災活動支援補助金等交付要綱第6条の規定により、補助金等の交付を申請します。

記

1. 補助区分 防災会の設置に伴う防災用資機材の支給
防災用資機材の購入に伴う補助金の交付

以下、防災用資機材購入時のみ記入・添付

1. 補助金交付申請額 金 _____ 円

1. 添付資料

様式第2（第7条関係）

犬山市自主防災活動支援補助金等交付・不交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

犬山市長

印

年 月 日付けで申請のありました犬山市自主防災活動支援補助金等について、下記のとおり決定したので、犬山市自主防災活動支援補助金等交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 交付・不交付の別 _____

1. 交付決定額 防災用資機材を支給します。

下記の補助金を交付します。

金 _____ 円

1. 不交付の理由 _____

様式第3 (第8条関係)
 犬山市自主防災活動支援補助金交付請求書

年 月 日

犬山市長 様

〒

申請者 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号

下記のとおり、犬山市自主防災活動支援補助金等交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を請求します。

記

1. 補助金交付請求額 金 _____ 円

1. 交付指令年月日 年 月 日 指令第 号

1. 補助金の振込先

(フリガナ)					
口座名義					
金融機関名	銀行 金庫 農協	金融機関 コード			
支店名	本店 支店	支店コード			
預金種別	1. 普通 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他 ()				
口座番号					